

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県病院局財務規程（平成 16 年病院局管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

- 1 発注者（契約権者） 福島県立ふくしま医療センターこころの杜院長 橋高 一
- 2 入札に付する事項
公告に示すとおり。
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。
なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。以下「仕入先等」という。）となることは認められていない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。
※福島県出納局ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。
- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認
 - (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式。以下「確認申請書」という。）を、下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。
- 5 入札書の提出期限等
 - (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所
令和 6 年 3 月 15 日（金）午後 5 時
福島県立ふくしま医療センターこころの杜事務部
なお、申請書類は郵送を可とする。
 - (2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所
令和 6 年 3 月 25 日（月）午前 11 時 15 分
福島県立ふくしま医療センターこころの杜 2 階小会議室
なお、郵送による入札は、不可とする。
 - (3) 開札の日時及び場所
令和 6 年 3 月 25 日（月）午前 11 時 15 分
福島県立ふくしま医療センターこころの杜 2 階小会議室
- 6 入札書の提出方法
 - (1) 入札書は、指定の入札書（第 2 号様式）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。

- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
- ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書の写し
 - イ 委任状（第3号様式） 代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
- ア 入札書には、1リットル当たりの単価（小数点以下第2位までとする）を記載すること。ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、輸送費等の納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）すること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であるとの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

福島県病院局規程第192条第1項第5号の規定により免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立ふくしま医療センターころの杜院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第4号様式）により福島県立ふくしま医療センターこころの杜事務部（電話 0248-42-3111、ファクシミリ 0248-44-2551）に令和6年3月15日（金）までに説明を求めることができる。

県は、福島県立ふくしま医療センターこころの杜ホームページに掲載する方法により回答する。回答日は令和6年3月18日（月）。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。
ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札

- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規程の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるとときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札(再度入札は2回まで)を執行しても落札者がない場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、以下の計算式により算出した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
計算式：契約単価×予定数量×1.1
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとする。
- (3) 財務規程第174条各号(別記1)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 単価購入契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約条項は、契約書及び財務規程による。

17 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5の(1)と同じである。

18 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

福島県病院局財務規程（抜粋）

別記 1 (契約保証金の減免)

第 174 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び管理者がこれに準ずるものと認める法人であること。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第 2 項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方が、過去 2 年間に国(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。以下第 192 条第 1 項第 2 号において同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 192 条第 1 項第 2 号において同じ。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)～(12) (略)

第1号様式

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和5年3月 日

福島県立ふくしま医療センター
こころの杜院長 橋高 一 様

(〒 —————)
住 所
(ふりがな)
商号又は名称 印
代表者職・氏名

電 話 番 号 (—————)
F A X 番 号 (—————)
(作成担当者職・氏名)

令和6年3月12日付けで公告のありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 参加希望品名 A重油単価購入契約(予定数量40, 000リットル)
- 2 物品購入(修繕) 競争入札参加有資格者登録について
 - (1) 登録番号 ()
 - (2) 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 物品購入(修繕) 競争入札参加有資格者にかかる参加資格制限の有無について
有・無
- 4 本店、支店又は営業所の所在地(福島県内にある事務所)
申請人が県内の者である場合は、記載不要。

第2号様式

入 札 書 (見 積 書)

金額 (税抜)	千	百	拾	円 .	拾銭	銭
------------	---	---	---	--------	----	---

品名 A重油単価購入契約 予定数量40,000リットル
納入場所 福島県立ふくしま医療センターこころの杜
納入期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

上記のとおり入札(見積)いたします。

令和6年3月25日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人氏名

印)

福島県立ふくしま医療センターこころの杜院長 橋高 一様

- 注) 1 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。(見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。)
2 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
3 再度入札(見積)の場合は、入札(見積)書の前に「再」と記入すること。
4 記載方法
例) 90円の場合 ￥90.00と記載
90.5円の場合 ￥90.50と記載

第3号様式

委任状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和6年3月25日に執行される「A重油単価購入契約 予定数量40,000リットル」の入札及び
見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県立ふくしま医療センター
こころの杜院長 橋高 一 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所
氏 名

印

(代理人が出席する場合に必要)

第4号様式
(ファクシミリ送信(番号 0248-44-2551))

入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県立ふくしま医療センターこころの杜院長

入札参加者 住 所
商 号 又 は 名 称 (代表者印省略)
代 表 者 職・氏 名

電話番号 (- -)
ファクシミリ ()

案 件 名	A重油単価購入契約（予定数量40,000リットル）
質 問 事 項	

単価購入契約書(案)

品目及び数量 A重油 予定数量40,000リットル

契約単価 1リットルあたり金 円

契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

納入場所 仕様書による

納入期限 発注の都度指示する

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県」を甲とし、受注者「
」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

- 第1条 乙は、頭書の契約単価をもって、甲の指示する場所に納入期限内に納入しなければならない。
2 乙は、甲が当該契約の予定数量を越えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、契約期間中は同一単価で納入しなければならない。

(納入の通知)

- 第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

- 第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとする。
2 乙が前項の検査に立ち会わないとときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。
3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を乙に通知するものとする。
4 甲は、必要に応じ隨時成分検査を行うものとし、その検査に要する費用は乙の負担とする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

- 第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

- 第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。
2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(保証責任)

- 第6条 乙は、物品を引き渡した後1年間乙の責めに帰すべき事由による物品の契約条件との相違又は引渡前の原因によって生じた物品の品質不良、数量不足、変質その他の瑕疵につき補てんの責めに任ずるものとし、かつ、乙は代品の納入、瑕疵の補修若しくは代金の減額のいずれか、又は、代品の納入若し

くは瑕疵の補修及び代金の減額につき甲から請求があるときは、これに応ずるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第10条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 乙は、第3条第3項により検査に合格したと認められたときは、各月毎に納入数量をとりまとめ、速やかに適法な請求書により完納物品の代金の支払いを甲に請求する。

2 前項の請求金額は、契約単価に一月の納入数量を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に100分の10に相当する額を加算して得た金額（円未満切り捨て）とする。

3 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(甲の解除権及び違約金)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解説を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が第12条の規定に違反したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して賃金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は、違約金として予定数量から購入済数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が第 1 項の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

- 第 11 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。
- 3 この契約期間中において、経済情勢の変化等により、頭書に定める契約単価が著しく不適当と認められる場合は、甲、乙協議してこの単価を変更することができるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第 12 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

- 第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 10 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づき不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定

により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第14条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第16条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 住 所 福島県西白河郡矢吹町滝八幡100
氏 名 福島県
福島県立ふくしま医療センター
こころの杜院長 橘高 一

乙 住 所
氏 名

仕 様 書

1 納入する物品の仕様

品目	予定数量	備考
A重油	40,000 リッル	

2 納入場所

福島県西白河郡矢吹町滝八幡100
福島県立ふくしま医療センターころの杜

3 タンク容量

7,000t×2基

4 納入方法

甲からの発注の都度、中央監視室勤務員の立会のもと、地下タンクに給油すること。